

① 経験・技能のある介護職員		額又は率		その他の支給条件		
		支給要件	夜勤1回あたり 加算分			
①- A	勤続8年以上（当該法人内の経験年数）の介護福祉士、かつ主任、ユニットリーダー・管理者のうち、いずれかの介護職員	特定処遇改善一時金（支給時期：賞与月及び算定期間末月）	$\frac{\text{※1特定処遇改善加算受領額} - \text{※2夜勤加算分支給額}}{\text{①-A対象職員の職員の常勤換算数}} \times 2.5/10 \times \text{※3支給率}$	<p>・特定処遇改善加算を算定する事業所の職員を支給の対象とする。</p> <p>・算定期間の特定処遇改善加算の受領した総額が、賞金改善所要額より多い場合は調整を行う。</p> <p>・原則、法人内で、特定処遇改善加算を算定する事業所の数の職員が、年収440万以上となるように調整を行う。</p> <p>・①の職員の平均処遇改善額は、②の職員の平均処遇改善額の2倍以上となるよう調整を行う。</p>		
					①- B	$\frac{\text{※1特定処遇改善加算受領額} - \text{※2夜勤加算分支給額}}{\text{①-B対象職員の職員の常勤換算数}} \times 3/10 \times \text{※3支給率}$
②- B	$\frac{\text{※1特定処遇改善加算受領額} - \text{※2夜勤加算分支給額}}{\text{②-B対象職員の職員の常勤換算数}} \times 2.5/10 \times \text{※3支給率}$					
③	介護職員以外の職種で、440万円を超えない者	$\frac{\text{※1特定処遇改善加算受領額} - \text{※2夜勤加算分支給額}}{\text{②-B対象職員の職員の常勤換算数}} \times 1/10 \times \text{※3支給率}$	<p>・特定処遇改善加算を算定する事業所の職員を支給の対象とする。</p> <p>・算定期間の特定処遇改善加算の受領した総額が、賞金改善所要額より多い場合は調整を行う。</p> <p>・原則、法人内で、特定処遇改善加算を算定する事業所の数の職員が、年収440万以上となるように調整を行う。</p> <p>・①の職員の平均処遇改善額は、②の職員の平均処遇改善額の2倍以上となるよう調整を行う。</p>			
② その他の介護職員	①以外の介護職員で、介護福祉士有資格者	$\frac{\text{※1特定処遇改善加算受領額} - \text{※2夜勤加算分支給額}}{\text{②-A対象職員の職員の常勤換算数}} \times 1/10 \times \text{※3支給率}$				
③ その他の職種	①以外の介護職員で、介護福祉士無資格者	$\frac{\text{※1特定処遇改善加算受領額} - \text{※2夜勤加算分支給額}}{\text{②-B対象職員の職員の常勤換算数}} \times 2.5/10 \times \text{※3支給率}$				

- ※1 算定期間（又は見込む）における特定処遇改善加算の受領額（原則1年間）
- ※2 算定期間（又は見込む）における当該加算による夜勤手当の増額分の合計（原則1年間）
- ※3 算定期間（又は見込む）中の実労働時間÷算定期間中の正職員所定労働時間